

【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年7月8日

【発行者名】 株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡野 大

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア

【事務連絡者氏名】 北野 記実

【電話番号】 03-6810-7856

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 グローバル債券ポートフォリオ（Ｂ）

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 当初自己設定額 2億円を上限とします。
継続申込額 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年9月23日付で関東財務局長に提出し、2020年9月30日付で訂正を行い、2020年9月30日付でその届出の効力が発生している有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

2 【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示します。

原届出書の下記の記載事項につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3 投資リスク」の参考情報

「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5 運用状況」

「第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」

「第三部委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」

第一部 【証券情報】

（８） 【申込取扱場所】

<訂正前>

申込取扱場所は、下記の委託会社（販売会社）の照会先までお問合せください。

<委託会社（販売会社）>

株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6757-3414（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

（略）

<訂正後>

申込取扱場所は、下記の委託会社（販売会社）の照会先までお問合せください。

<委託会社（販売会社）>

株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

（略）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（１） 【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

（略）

< 投資対象の投資信託受益証券候補一覧 >

（略）

（３） Vanguard Total Bond Market ETF （バンガード・トータル債券市場ETF）

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2007年4月10日
主要投資対象	米国の公社債
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	Bloomberg Barclays U.S. Aggregate Float Adjusted Index
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.035%（運用管理経費率：0.025%、その他経費率：0.01%）

（略）

上記は、2020年7月末現在における投資対象とする投資信託受益証券であり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

（略）

< 投資対象の投資信託受益証券候補一覧 >

（略）

（３） Vanguard Total Bond Market ETF （バンガード・トータル債券市場ETF）

ファンド形態 / 国籍	上場投資信託 / 米国籍
設定日	2007年4月3日
主要投資対象	米国の公社債
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果の獲得を目指す
ベンチマーク	Bloomberg Barclays U.S. Aggregate Float Adjusted Index
運用会社	The Vanguard Group, Inc.
総経費率	年率0.035%（運用管理経費率：0.03%、その他経費率：0.005%）

（略）

上記は、2021年4月末現在における投資対象とする投資信託受益証券であり、同時点のデータを基に作成しています。

投資対象とする投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2020年10月9日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

<訂正後>

2020年10月9日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

当ファンドの関係法人とその役割

（略）

（ロ）受託会社（みずほ信託銀行株式会社、再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管および管理等を行います。

2020年7月27日、JTC ホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社の3社が合併した新銀行です。

（略）

委託会社の概況

（イ）資本金の額

220百万円（2020年7月末現在）

（ロ）委託会社の沿革

2019年7月4日 会社設立

2019年11月22日 資本金20百万円から61百万円に増資

2020年5月29日 資本金61百万円から220百万円に増資

（ハ）大株主の状況（2020年7月末現在）

株主名称	住所	所有株数	比率
岡野 大	東京都世田谷区	1,250,000株	<u>34.8%</u>
山口 雅史	東京都中央区	900,000株	<u>25.1%</u>
<u>TUSICキャピタル 1 号 投資事業有限責任組合</u>	<u>東京都新宿区神楽坂一丁目3番地</u>	<u>718,500株</u>	<u>20.0%</u>

（二）金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商） 第3201号

<訂正後>

当ファンドの関係法人とその役割

（略）

（ロ）受託会社（みずほ信託銀行株式会社、再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管および管理等を行います。

（略）

委託会社の概況

(イ) 資本金の額

430百万円（2021年4月末現在）

(ロ) 委託会社の沿革

2019年7月4日 会社設立

2019年11月22日 資本金20百万円から61百万円に増資

2020年5月29日 資本金61百万円から220百万円に増資

2020年6月26日 金融商品取引業者登録（関東財務局長（金商）第3201号）

2021年4月30日 資本金220百万円から430百万円に増資

(ハ) 大株主の状況（2021年4月末現在）

株主名称	住所	所有株数	比率
岡野 大	東京都世田谷区	1,250,000株	31.1%
山口 雅史	東京都中央区	900,000株	22.4%

2 【投資方針】

(3) 【運用体制】

< 訂正前 >

（略）

上記の体制は、2020年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 訂正後 >

（略）

上記の体制は、2021年4月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

(4) 【分配方針】

< 訂正前 >

収益分配方針

（略）

(ロ) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(ハ) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（略）

< 訂正後 >

収益分配方針

（略）

（ロ）分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないことがあります。

（ハ）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に則した運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（略）

3 【投資リスク】

< 訂正前 >

（略）

（２）投資リスクに対する管理体制

（略）

上記の体制は、2020年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 訂正後 >

（略）

（２）投資リスクに対する管理体制

（略）

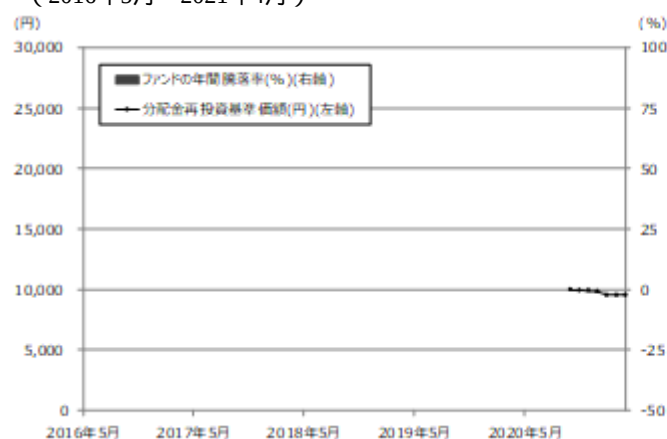
上記の体制は、2021年4月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 更新後 >

参考情報

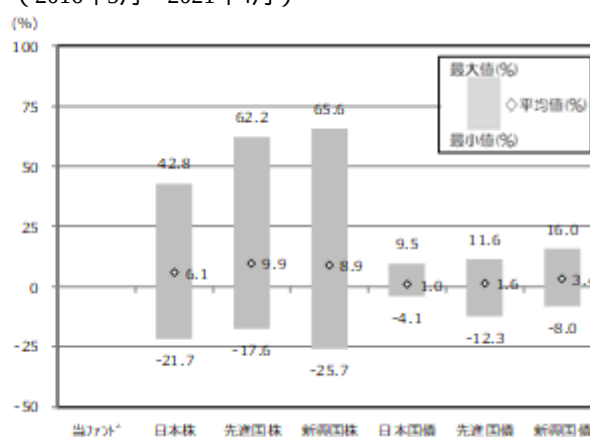
< 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 >

（2016年5月～2021年4月）



< 当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >

（2016年5月～2021年4月）



- 当ファンドは設定日が2020年10月9日のため、分配金再投資基準価額は2020年10月末から2021年4月末のデータを表示しています。一方、年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率の表示であるため、該当データはありません。
- 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

- 当ファンドと代表的な資産クラスの過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について、定量的に比較できるように作成したものです。
- ただし、当ファンドは2020年10月9日から運用を開始し、該当データがないため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円ベースの指数を採用しています。
- 代表的な資産クラスを表す指数については、「代表的な資産クラスを表す指数の詳細」でご確認ください。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

（４）【その他の手数料等】

< 訂正前 >

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

（略）

当ファンドは、投資者と株式会社sustenキャピタル・マネジメントが締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。したがって、投資者は、受益者として当ファンドから支払われる費用以外に、以下の投資一任契約に基づく報酬および当該報酬に係る消費税等に相当する金額を負担することになり、株式会社sustenキャピタル・マネジメントは、投資一任契約に基づき資産を管理する口座から収受します。

< 投資一任契約に基づき資産を管理する口座から収受する報酬 >

投資一任契約に基づく基本運用報酬	ありません。
投資一任契約に基づく成果運用報酬	投資一任契約に基づき資産を管理する口座内の、投資者（受益者）の個別契約毎の月末時点投資評価額（投資元本を除く）が、過去最高の投資評価額（成果報酬控除後、投資元本を除く）を超過していれば、その超過分の一部（最大で18.37%（税抜16.7%））を成果運用報酬として、当該口座から収受します。 したがって、月末時点の投資評価額（投資元本を除く）が過去最高の投資評価額（成果報酬控除後、投資元本を除く）を下回っている場合は、成果運用報酬の負担は発生しません。
環境福祉支援	収受した成果運用報酬のうち、一定割合の額を、毎年、環境・社会支援活動に充当します。

< 訂正後 >

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

（略）

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

（略）

上記は、2020年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

（略）

< 訂正後 >

（略）

上記は、2021年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

（略）

５ 【運用状況】

< 更新後 >

（１）【投資状況】

（2021年4月末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	93,290,289	91.24
内 アメリカ	93,290,289	91.24
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	8,952,132	8.76
純資産総額	102,242,421	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】**【投資有価証券の主要銘柄】**

（2021年4月末日現在）

	銘柄名	国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率
1	VANGUARD TOTAL BOND MARKET ETF	アメリカ	投資信託受益証券	5,032	9,377.59 47,188,048	9,274.30 46,668,278	45.64%
2	VANGUARD TOTAL INTERNATIONAL BOND ETF	アメリカ	投資信託受益証券	7,518	6,271.97 47,152,708	6,201.38 46,622,011	45.60%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（2021年4月末日現在）

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	91.24
	小計	91.24
合 計（対純資産総額比）		91.24

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2021年4月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	１口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2020年10月9日)	10,000,000	-	1.0000	-
2020年10月末日	9,943,028	-	0.9943	-
11月末日	34,821,354	-	0.9909	-
12月末日	34,769,532	-	0.9887	-
2021年1月末日	34,600,555	-	0.9805	-
2月末日	55,079,541	-	0.9547	-
3月末日	89,761,259	-	0.9538	-
4月末日	102,242,421	-	0.9544	-

【分配の推移】

	１口当たり分配金(円)
2020年10月9日～ 2021年4月8日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
2020年10月9日～ 2021年4月8日	4.4

（注）収益率は各計算期間における騰落率です。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
2020年10月9日～ 2021年4月8日	163,252,422	55,271,119	107,981,303

（注）第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

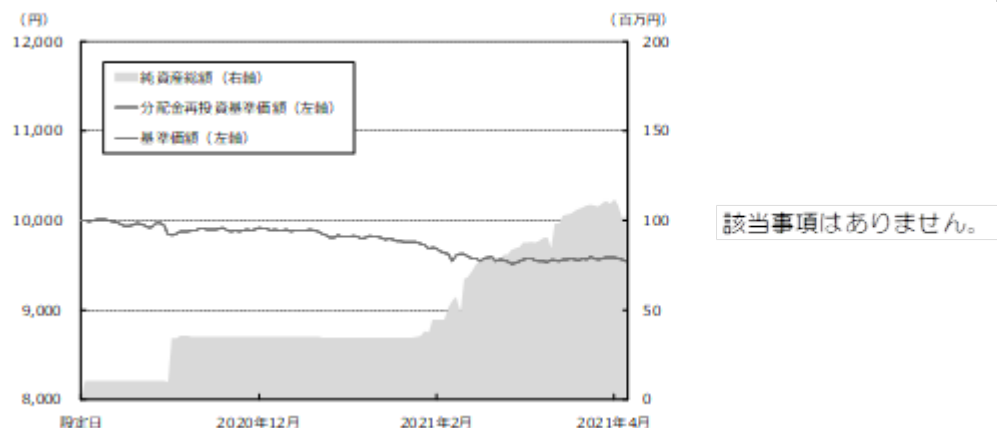
参考情報

3. 運用実績

基準日：2021年4月30日

基準価額・純資産総額の推移

分配の推移（税引前）



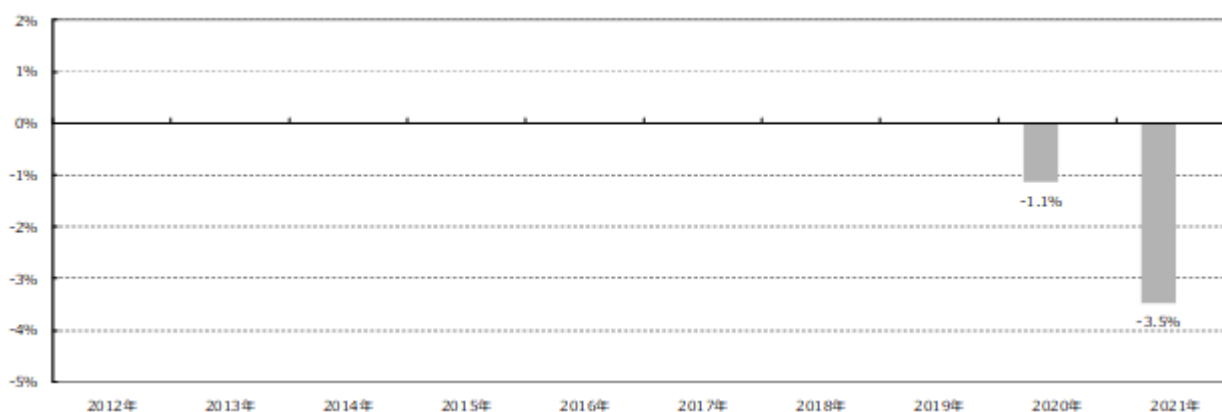
基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の
1万口当たりの価額です。
分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したもの
とみなして計算しています。

主要な資産の状況

資産別構成		組入れ銘柄			
資産の種類	投資比率(%)		銘柄名	種類	国/地域
投資信託受益証券	91.2	1	VANGUARD TOTAL BOND MARKET ETF	投資信託受益証券	アメリカ
短期金融資産等	8.8	2	VANGUARD TOTAL INTERNATIONAL BOND ETF	投資信託受益証券	アメリカ

投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。
表示桁未満の数値は四捨五入しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



当ファンドの収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。
2020年は設定日から年末までの収益率、2021年は年初から基準日までの収益率を表示しています。
当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

< 訂正前 >

（１）申込（販売）方法

当ファンドは、株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントとの間で投資一任契約を締結し、投資一任契約の資産を管理する口座を開設した投資者に限り、取得の申込み（購入）ができる商品です。ただし、委託会社が、一般社団法人投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」（第6条の2第1項各号に掲げる事由）に基づき、当ファンドの取得を行う場合を除きます。

なお、委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割を兼ねています。

取得申込みは、委託会社（販売会社）が原則として毎営業日受付けますが、受付時限は販売会社としての役割を兼ねている委託会社が一般社団法人投資信託協会規則に準じて定めます。

取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

（略）

< 訂正後 >

（１）申込（販売）方法

取得申込みは、委託会社（販売会社）が原則として毎営業日受付けますが、受付時限は販売会社としての役割を兼ねている委託会社が一般社団法人投資信託協会規則に準じて定めます。

取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の取得申込みに応じないものとします。ただし、収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

（略）

2 【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（１）換金（解約）方法

当ファンドは、株式会社sustenキャピタル・マネジメントとの間で投資一任契約を締結し、投資一任契約の資産を管理する口座を開設した投資者に限り、取得の申込み（購入）ができる商品であり、換金（解約）も同口座からの請求によります。ただし、委託会社が、一般社団法人投資信託協会「正会員の業務運営等に関する規則」（第6条の2第1項各号に掲げる事由）に基づき、取得した当ファンドの処分を行う場合を除きます。

なお、委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントが販売会社としての役割も兼ねています。

換金（解約）請求は、委託会社（販売会社）が原則として毎営業日受け付けますが、受付期限は販売会社としての役割を兼ねている委託会社が一般社団法人投資信託協会規則に準じて定めます。

換金（解約）請求日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の取得申込みに応じないものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（略）

換金（解約）手続等については、下記の委託会社（販売会社）の照会先までお問合せください。

<委託会社（販売会社）>

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6757-3414（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

（略）

<訂正後>

（１）換金（解約）方法

換金（解約）請求は、委託会社（販売会社）が原則として毎営業日受け付けますが、受付期限は販売会社としての役割を兼ねている委託会社が一般社団法人投資信託協会規則に準じて定めます。

換金（解約）請求日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合には、原則として受益権の取得申込みに応じないものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに決済機能の障害や停止等）が発生したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（略）

換金（解約）手続等については、下記の委託会社（販売会社）の照会先までお問合せください。

< 委託会社（販売会社） >

株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

（略）

3 【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 訂正前 >

（略）

< 委託会社（販売会社） >

株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6757-3414（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

< 訂正後 >

（略）

< 委託会社（販売会社） >

株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント

電話番号 03-6810-7856（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <https://susten.jp/>

第3 【ファンドの経理状況】

< 更新後 >

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2020年10月9日から2021年4月8日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【財務諸表】

【中間財務諸表】

【グローバル債券ポートフォリオ（B）】

(1) 【中間貸借対照表】

区 分	第1期中間計算期間末 2021年4月8日現在 金 額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	1,959,796
コール・ローン	5,971,950
投資信託受益証券	96,319,001
派生商品評価勘定	113,897
未収配当金	109,711
流動資産合計	104,474,355
資産合計	104,474,355
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	750,910
未払解約金	13,370
未払受託者報酬	4,339
その他未払費用	473,000
流動負債合計	1,241,619
負債合計	1,241,619
純資産の部	
元本等	
元本	107,981,303
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,748,567
（分配準備積立金）	-
元本等合計	103,232,736
純資産合計	103,232,736
負債純資産合計	104,474,355

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	第1期中間計算期間 自 2020年10月9日 至 2021年4月8日 金 額（円）
営業収益	
受取配当金	349,194
受取利息	8
有価証券売買等損益	1,145,175
為替差損益	159,756
営業収益合計	955,729
営業費用	
支払利息	1,340
受託者報酬	4,339
その他費用	520,685
営業費用合計	526,364
営業利益又は営業損失（ ）	1,482,093
経常利益又は経常損失（ ）	1,482,093
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,482,093
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	606,832
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,172,433
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,172,433
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,045,739
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,045,739
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,748,567

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 自 2020年10月9日 至 2021年4月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等 から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によっ て計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が 行われる日において、当該金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

	外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。
--	---

（中間貸借対照表に関する注記）

区 分	第1期中間計算期間末 2021年4月8日現在
1. 期首元本額	10,000,000円
期中追加設定元本額	153,252,422円
期中一部解約元本額	55,271,119円
2. 受益権の総数	107,981,303口
3. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,748,567円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第1期中間計算期間 自 2020年10月9日 至 2021年4月8日
1. その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（473,000円）、保管費用（39,985円）、その他（7,700円）となっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期中間計算期間末 2021年4月8日現在
1. 中間貸借対照表計上額と時価との差額	中間貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

通貨関連

種類	第1期中間計算期間末 2021年4月8日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引以外の取引				

為替予約取引				
売 建	97,475,850	-	98,112,863	637,013
アメリカ・ドル	97,475,850	-	98,112,863	637,013
合計	97,475,850	-	98,112,863	637,013

（注） 時価の算定方法

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・ 計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（1口当たり情報）

	第1期中間計算期間末 2021年4月8日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9560円 (9,560円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2021年4月末日現在）

資産総額	103,171,239円
負債総額	928,818円
純資産総額（ - ）	102,242,421円
発行済数量	107,131,392口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9544円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

（１）資本金の額等

資本金の額 220百万円（2020年7月末現在）

発行する株式の総数 6,000,000株

発行済株式総数 3,592,063株

< 過去5年における資本金の額の増減 >

2019年11月22日 資本金20百万円から61百万円に増資

2020年5月29日 資本金61百万円から220百万円に増資

（２）委託会社の機構

（略）

上記の意思決定機構は、2020年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 訂正後 >

（１）資本金の額等

資本金の額 430百万円（2021年4月末現在）

発行する株式の総数 7,500,000株

発行済株式総数 4,014,450株

< 過去5年における資本金の額の増減 >

2019年11月22日 資本金20百万円から61百万円に増資

2020年5月29日 資本金61百万円から220百万円に増資

2021年4月30日 資本金220百万円から430百万円に増資

（２）委託会社の機構

（略）

上記の意思決定機構は、2021年4月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

投資信託法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。
また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2020年7月末現在、委託会社の運用する証券投資信託について、該当事項はありません。

<訂正後>

委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメントは投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2021年4月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託3本、合計純資産総額は1,025百万円です。

3 【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自2020年1月1日至2020年12月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
なお、委託会社は2019年7月4日に設立され、2020年6月26日に金融商品取引業の登録を行っております。従って、前事業年度（自2019年7月4日至2019年12月31日）の財務諸表については、監査法人による監査報告書はございません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	注記番号	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		92,626	49,016
有価証券		-	231,545
前払費用		699	2,780
未収入金		-	2,003
未収消費税等		503	4,500
流動資産合計		93,829	289,845
固定資産			
有形固定資産			
器具備品	1	1,542	2,096
有形固定資産合計		1,542	2,096
無形固定資産			
ソフトウェア		-	492
無形固定資産合計		-	492

投資その他の資産		
長期差入保証金	1,089	4,072
長期前払費用	-	4,233
投資その他の資産合計	1,089	8,305
固定資産合計	2,631	10,895
繰延資産		
創立費	217	169
株式交付費	316	208
繰延資産合計	534	377
資産合計	96,994	301,118
負債の部		
流動負債		
預り金	127	538
未払金	-	690
未払費用	-	12,935
未払法人税等	120	2,419
流動負債合計	248	16,583
負債合計	248	16,583

(単位：千円)

	注記番号	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部			
株主資本			
資本金		61,000	220,000
資本剰余金			
資本準備金	44,316	185,649	
資本剰余金合計	44,316	185,649	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	9,090	121,635	
利益剰余金合計	9,090	121,635	
株主資本合計		96,226	284,014
新株予約権		520	520
純資産合計		96,746	284,534
負債・純資産合計		96,994	301,118

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月4日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益	-	-
営業費用		
広告宣伝費	-	255
調査費		
調査費	-	460

情報機器関連費	750	4,200
その他の調査費	-	67
調査費合計	750	4,728
営業雑経費		
通信費	76	474
印刷費	-	11
協会費	-	1,797
諸会費	-	415
その他	-	357
営業雑経費合計	76	3,056
営業費用合計	826	8,040
一般管理費		
給料		
役員報酬	3,200	18,000
給料・手当	1,060	24,868
法定福利費	376	5,582
その他の福利厚生費	-	183
給料合計	4,636	48,634
旅費交通費	-	1
租税公課	37	4,754
不動産関係費		
不動産賃借料	907	3,306
その他の不動産関係費	78	874
不動産関係費合計	985	4,181
固定資産減価償却費	190	1,020
諸経費		
業務委託費	795	34,009
消耗品費	334	424
器具備品費	717	2,690
システム利用料	25	3,884
その他	385	6,432
諸経費合計	2,258	47,441
一般管理費合計	8,108	106,032
営業損失（ ）	8,936	114,073

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）	当事業年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
営業外収益		
受取利息	-	1
助成金	-	2,003
雑益	-	2
営業外収益合計	-	2,007
営業外費用		
有価証券売却損	-	31
為替差損	-	1
創立費償却	24	108
株式交付費償却	9	48
営業外費用合計	33	189

経常損失（ ）	8,969	112,256
税引前当期純損失（ ）	8,969	112,256
法人税、住民税及び事業税	120	290
当期純損失（ ）	9,090	112,546

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2019年7月4日 至2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	20,000	5,000	5,000	-	-	25,000	-	25,000
当期変動額								
新株の発行	41,000	39,316	39,316	-	-	80,316	-	80,316
当期純損失（　）	-	-	-	9,090	9,090	9,090	-	9,090
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	520	520
当期変動額合計	41,000	39,316	39,316	9,090	9,090	71,226	520	71,746
当期末残高	61,000	44,316	44,316	9,090	9,090	96,226	520	96,746

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	61,000	44,316	44,316	9,090	9,090	96,226	520	96,746
当期変動額								
新株の発行	159,000	141,333	141,333	-	-	300,333	-	300,333
当期純損失（ ）	-	-	-	112,546	112,546	112,546	-	112,546
当期変動額合計	159,000	141,333	141,333	112,546	112,546	187,787	-	187,787
当期末残高	220,000	185,649	185,649	121,635	121,635	284,014	520	284,534

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具・備品 3～5年

無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づき定額法によっております。

長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

3．繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却によっております。

株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用方針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用方針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改定され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

（１）概要

関連する会計基準の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年12月期の期末より適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

（１）概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年12月期の期末より適用予定であります。

（貸借対照表関係）

１．有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
器具備品	190	1,196

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	-	373,563	-	373,563
合計（株）	2,500,000	373,563	-	2,873,563

（変動事由の概要）

S種優先株式の発行による増資 373,563株

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	-	718,500	-	718,500
合計（株）	2,873,563	718,500	-	3,592,063

（変動事由の概要）

A種優先株式の発行による増資 718,500株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、証券投資信託であります。証券投資信託は、市場価格の変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払金は、主に営業費用における調査費の未払額であります。

未払費用は、主に一般管理費の諸経費における業務委託費の未払額であります。これらはそのほとんどが1年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。

信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的に取り先の財務状況等を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照のこと）。

前事業年度（2019年12月31日現在）

（単位：千円）			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	92,626	92,626	-
資産合計	92,626	92,626	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	92,626	-	-	-

当事業年度（2020年12月31日現在）

（単位：千円）			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	49,016	49,016	-
(2) 有価証券	231,545	231,545	-
資産合計	280,561	280,561	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券

証券投資信託については、基準価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	49,016	-	-	-
(有価証券関係)				

1. 売買目的有価証券

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	-	33

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝(注1)
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 520,000株
付与日	2019年10月21日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年10月25日 至 2029年10月20日

(注1)

本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点で受益者として指定された者に交付されます。

(注2)

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。

当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	520,000
付与	-

失効	-
権利確定	-
未確定残	520,000
権利確定後（株）	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	20円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的价值の見積りによっております。なお、本源的价值を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的价值により算出を行う場合の当事業年度末における本源的价值の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的价值の合計額

(1) 当事業年度末における本源的价值の合計額

- 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的价值の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注1）	-	33,718
その他	-	652
繰延税金資産小計	-	34,370
評価性引当額		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	-	33,718
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	652
評価性引当額小計	-	34,370
繰延税金資産合計	-	-

（注1）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（a）	-	-	-	-	-	-	-
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度（2020年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（a）	-	-	-	-	-	33,718	33,718
評価性引当額	-	-	-	-	-	33,718	33,718
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	-	-
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		
住民税均等割	税引前当期純損失であるため 注記を省略しております。	税引前当期純損失であるため 注記を省略しております。
評価性引当額の増減		
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資一任サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2．関連情報

前事業年度（自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

（２）地域ごとの情報

営業収益

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（３）主要な顧客ごとの情報

サービス提供を開始しておらず、該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

（２）地域ごとの情報

営業収益

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

（３）主要な顧客ごとの情報

サービス提供を開始しておらず、該当事項はありません。

（関連当事者情報）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）	当事業年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
1株当たり純資産額（円）	6.36	0.00
1株当たり当期純損失（ ）（円）	3.52	34.11

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）	当事業年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
当期純損失（ ）（千円）	9,090	112,546
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失（ ）（千円）	9,090	112,546
普通株式の期中平均株式数（株）	2,582,555	3,299,558
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うちS種優先株式	82,555	373,563
うちA種優先株式	-	425,995
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 （普通株式 520,000株）	新株予約権 （普通株式 520,000株）

（注3）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額（千円）	96,746	284,534
純資産の部から控除する金額（千円）	80,836	284,534
うちS種優先株式	80,316	-
うちA種優先株式	-	284,014
うち新株予約権	520	520
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	15,910	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数（株）	2,500,000	2,500,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

5 【その他】

< 訂正前 >

（略）

（４）訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
該当事項はありません。

< 訂正後 >

（略）

（４）訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが
予想される事実
該当事項はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行 株式会社	247,369百万円 (2020年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社日本カ ストディ銀行	51,000百万円 (2020年7月27日現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

2020年7月27日、JTC ホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社の3社が合併した新銀行です。

(略)

< 訂正後 >

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行 株式会社	247,369百万円 (2021年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社日本カ ストディ銀行	51,000百万円 (2021年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(略)